

# 新型コロナウイルス肺炎について（Q&A）

20200313 Ver.10

## 1 事例概要について

- Q 1 新型コロナウイルス肺炎の最初の患者はいつどこで報告されましたか。
- Q 2 現在までの発生状況や死亡者数は。
- Q 3 新型コロナウイルスの症状はなんですか。感染するとどのくらい危険ですか。

## 2 ウイルスについて

- Q 1 コロナウイルスとはどのようなものですか。
- Q 2 新型コロナウイルスとはどのようなものですか。
- Q 3 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか。
- Q 4 人は動物を感染源として新型コロナウイルスに感染することはありますか。
- Q 5 新型コロナウイルスはペットからうつりますか。
- Q 6 新型コロナウイルスは環境表面でどのくらい感染性をもちますか。
- Q 7 潜伏期間はどのくらいの長さですか。
- Q 8 無症状病原体保有者から感染しますか。
- Q 9 新型コロナウイルス感染症はどのように感染しますか。
- Q 10 一般的に濃厚接触とはどのようなことですか。

## 3 対策について

### (1) 個人

- Q 1 予防法はありますか。
- Q 2 感染が疑われる場合の相談・受診の目安はどうしたらよいですか。
- Q 3 感染が疑われる症状ですが、国民健康保険の「資格証明書」しか持っていません。どうしたらよいですか。
- Q 4 受診目安に当てはまらない程度の発熱、咳等の症状がありますがどうしたらよいですか。
- Q 5 カゼと診断されましたが心配です。どうしたらよいですか。
- Q 6 マスクをした方がよいのはどのような時ですか。
- Q 7 マスクが手に入りにくいですが、いつになったら手に入るようになりますか。
- Q 8 重症化リスクのある人はどのような人ですか。
- Q 9 旅行を制限する必要がありますか。(3月13日更新)
- Q 10 有効な消毒薬はありますか。
- Q 11 新型コロナウイルスの胎児への影響はどのようなものがありますか。

## (2) 行政機関等

- Q 1 国はどのような対応を行っていますか。
- Q 2 検査が陽性となった場合の行政の対応は。
- Q 3 感染した患者の行動履歴について、積極的に情報公開すべきではないでしょうか。
- Q 4 イベントを開催してよいですか。
- Q 5 WHOはどのようなことを求めていますか。
- Q 6 新型コロナウイルス感染症が令和2年2月1日から感染症法の「指定感染症」に指定されましたが、指定前との違いは何ですか。
- Q 7 県内の感染症指定医療機関（11病院）はどこですか。
- Q 8 1月30日にWHO（世界保健機関）が緊急事態（PHEIC）宣言をしましたが、これを受けてどのように対応が変わりましたか。
- Q 9 これまでにどのような事例に対し緊急事態宣言（PHEIC）が出されていますか。
- Q 10 これまでにどのような感染症が指定感染症として指定されていますか。

## (3) 医療機関

- Q 1 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか。
- Q 2 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか。
- Q 3 受診者が国民健康保険の「資格証明書」しか持っていません。どうしたらよいですか。
- Q 4 慢性疾患等を有する定期受診患者等に対し、どのような感染防止対策がありますか。
- Q 5 新型コロナウイルス感染症患者等を、医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合、どのような取扱いになりますか。
- Q 6 電話や情報通信機器を用いて、慢性疾患等を有する定期受診患者等を診察した場合、診療報酬上の取扱いはどうなりますか。

## (4) その他

- Q 1 保育園ではどのような具体的な対策をしていますか。
- Q 2 社会福祉施設などでは、どのような具体的な対策が考えられますか。

# 4 治療・検査について

## (1) 治療

- Q 1 新型コロナウイルスのワクチンがありますか。
- Q 2 新型コロナウイルスの治療法がありますか。

## (2) 検査

- Q 1 診断方法にはどのようなものがありますか。

Q 2 検査結果はどの位で判明しますか。

Q 3 鑑別を要する疾患は何ですか。

Q 4 どこで検査・診断が受けられますか。費用はどのくらいですか。

Q 5 新型コロナウイルスの簡易検査キットの開発・使用開始はいつごろですか。

## 5 その他

Q 1 ペット（イヌ・ネコ等）が新型コロナウイルスを拡げることがありますか。

## 1 事例概要について

Q 1 新型コロナウイルス肺炎の最初の患者はいつどこで報告されましたか。

A 1 2019年12月31日、WHOは中国湖北省武漢市において原因不明の肺炎症例の集積について報告を受けました。中国当局は、2020年1月7日に患者から分離されたウイルスが、新型コロナウイルス(2019-nCoV)であると同定しました。

出典：WHO(世界保健機関)(Novel coronavirus(2019-cCoV) Situation Report-1 20200121 仮訳)

Q 2 現在までの発生状況や死亡者数は。

A 2 最新の状況については、内閣官房HP：「新型コロナウイルス感染症の対応について」や厚生労働省HP：「新型コロナウイルス感染症について」のうち「報道発表資料」の「発生状況」をご覧ください。

- ・内閣官房HP：「新型コロナウイルス感染症の対応について」
- ・厚生労働省HP：「新型コロナウイルス感染症について」

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A(発生状況や行政の対策)(20200215 時点版)

Q 3 新型コロナウイルスの症状はなんですか。感染するとどのくらい危険ですか。

A 3 他の呼吸器感染症と同様に、感染すると軽度の鼻水、咽頭痛、咳や発熱を引き起こすことがあります。重症化も一定程度認められ、肺炎や呼吸困難を引き起こすことがあり、さらにまれには死に至る場合もあります。高齢者や糖尿病や心疾患といった基礎疾患を持つ場合には感染によって重症化の頻度が高まると考えられます。

出典：WHO(世界保健機関)(Q&A on coronaviruses)(20200202 仮訳)

## 2 ウイルスについて

Q 1 コロナウイルスとはどのようなものですか。

A 1 発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群(MERS)や重症急性呼吸器症候群(SARS)などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10~15%(流行期は35%)を占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)(20200206 時点版)

Q 2 新型コロナウイルスとはどのようなものですか。

A 2 新型コロナウイルスは、これまでヒトから検出されたことのない新しいコロナウイルスです。新型コロナウイルス (2019-nCoV) は2019年12月に中国武漢市におけるアウトブレイク以前には見つかっていなかったコロナウイルスです。

出典：WHO（世界保健機関）(Q&A on coronaviruses) (20200202 仮訳)

Q 3 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか。

A 3 ヒトからヒトへの感染は認められていますが、日本国内では、現在、流行が認められている状況ではありません。風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、「手洗いや咳エチケット」等の感染症対策の実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）(20200215 時点版)

Q 4 人は動物を感染源として新型コロナウイルスに感染することはありますか。

A 4 これまでの調査により、2002年に中国で、ジャコウネコからヒトにSARS コロナウイルスが、2012年にサウジアラビアで、ヒトコブラクダからヒトにMERS コロナウイルスが感染したことが判明しました。世界中でサーベイランスが進むにつれて、より多くのコロナウイルスが同定される可能性があります。

新型コロナウイルスの感染源となる動物は同定されていませんが、ペットや様々な動物が感染源になるわけではありません。中国における事例の初期においては、市場で扱われていた生きた動物が感染源になった可能性が高いと考えられ、生きた動物を扱う市場を訪れるときは、動物や動物と接触している環境表面に直接接触することは避けてください。

食品安全のための一般的事項として、生や加熱不十分の動物由来食品を避け、生肉、生乳や動物の臓器を扱うときは交差汚染を避けるために十分注意をしてください。

出典：WHO（世界保健機関）(Q&A on coronaviruses) (20200202 仮訳)

Q 5 新型コロナウイルスはペットからうつりますか。

A 5 新型コロナウイルスは、ペットから感染しません。なお、動物を媒介する感染症は他にありますので、普段から動物に接触した後は、手洗い等を行うようにしてください。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）(20200206 時点版)

Q 6 新型コロナウイルスは環境表面でどのくらい感染性をもちますか。

A 6 現在までに新型コロナウイルスが環境表面で感染性を保つ期間はわかっていませんが、初期情報では数時間は感染性を有することが示唆されています。簡単な消毒によりウイルスは感染性を失います。

出典：WHO（世界保健機関）(Q&A on coronaviruses) (20200202 仮訳)

Q7 潜伏期間はどのくらいの長さですか。

A7 潜伏期間は、現在の推計では1～12.5日（中央値5～6日）とされていますが、情報の集積によって今後変動の可能性もあります。他のコロナウイルスの状況などから、最大14日間と考えられています。他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200206 時点版）  
WHO（世界保健機関）（Q&A on coronaviruses）（20200202 仮訳）

Q8 無症状病原体保有者から感染しますか。

A8 現状では、今回の新型コロナウイルスについてはまだ確実なことはわかっておりません。通常、肺炎等を起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く表れる時期に、他者へのウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200206 時点版）

Q9 新型コロナウイルス感染症はどのように感染しますか。

A9 現時点では、飛沫（ひまつ）感染と接触感染の2つが考えられます。

(1) 飛沫感染

感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出され、別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染します。（主な感染場所：学校、劇場、満員電車など）

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れてウイルスが付き、別の人がその物に触ってウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。（主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど）

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200206 時点版）

Q10 一般的に濃厚接触とはどのようなことですか。

A10 必要な感染予防策なしで、手で触れること又は対面で会話をすることが可能な距離（目安：2メートル）で、接触した方などを濃厚接触者としています。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200206 時点版）

### 3 対策について

#### (1) 個人

Q1 予防法はありますか。

A1 まず、一般的な衛生対策として、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを行っていただくようお願いします。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の人に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケット（マスクの着用、咳やくしゃみの際にヒジの内側で口と鼻を覆う）を行ってください。特に電車や職場、学校など人が集まるところで実践することが重要です。

また、持病をお持ちの方などは、上記に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層の注意をするようお願いいたします。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200206 時点版）

### <千葉県からのお願い>

マスクやアルコール消毒液が不足している状況におきましては、呼吸器症状のある方や医療従事者等に十分な量が行き渡りますよう、適量の購入等ご理解・ご協力をお願いいたします。

Q 2 感染が疑われる場合の相談・受診の目安はどうしたらよいですか。

A 2 2月17日に厚生労働省が発表した内容は以下のとおりです。

#### 1 相談・受診前に心がけていただきたいこと

- 発熱などのかぜの症状が見られるときは、「学校や会社を休み、外出を控える」。
- 発熱などのかぜの症状が見られたら、「毎日、体温の測定をして記録を残しておく」。

#### 2 保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
  - ・ かせの症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
  - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は、重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
  - ・ 高齢者
  - ・ 糖尿病・心疾患・呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

(妊娠されている方へ)

妊娠されている方については、念の為、重症化しやすい方と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はありませんが、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いいたします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に相談してください。

### 3 「帰国者・接触者相談センター」に相談後、医療機関を受診するときのお願い

- 「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際には、手洗いや咳エチケット（マスクの着用、咳やくしゃみの際にヒジの内側で口と鼻を覆う）の徹底をお願いします。

<参考：帰国者・接触者相談センター>

- ・千葉県 <https://www.pref.chiba.jg.jp/kenfuku/kansenshou/singata-korona-soudan.html>
- ・千葉市 <https://www.city.chiba.jg.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/2020coronasodancenter.html>
- ・船橋市 <https://www.city.funabashi.jg.jp/kenkou/kansenshou/001/p076176.html>
- ・柏市 <https://www.city.kashiwa.jg.jp/soshiki/061600/p053577.html>

Q 3 感染が疑われる症状ですが、国民健康保険の「資格証明書」しか持っていません。どうしたらよいですか。

A 3 感染症の発症の疑いがある場合には、帰国者・接触者相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来の受診を行うこととなります。この場合、国民健康保険被保険者資格証明書（以下、「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者については、受診前に市町村の窓口に納付相談や保険料の納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があるため、当該資格証明書を被保険者証とみなす取扱いがなされます。

まずは、帰国者・接触者相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来の受診の際には、「資格証明書」をご提示ください。

Q 4 受診目安に当てはまらない程度の発熱、咳等の症状がありますがどうしたらよいですか。

A 4 かぜ症状がある場合は、仕事や学校を休んでいただき、外出やイベントへの参加は控えてください。休んでいただくことはご本人のためにもなりますし、感染拡大防止にもつながる大切な行動です。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200301 時点版）

Q 5 かぜと診断されましたが心配です。どうしたらよいですか。

A 5 かぜ症状がある場合は、仕事や学校を休んでいただき、外出やイベントへの参加は控えてください。休んでいただくことはご本人のためにもなりますし、感染拡大防止にもつながる大切な行動です。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200301 時点版）



Q 6 マスクをした方がよいのはどのような時ですか。

A 6 マスクは、咳やくしゃみによる飛沫（ひまつ）及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。咳やくしゃみ等の症状がある人は積極的にマスクをつけましょう。

予防用にマスクを着用することは、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では一つの感染予防策と考えられますが、屋外などでは、相当混み合っていない限り、マスクを着用することによる効果はあまり認められていません。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200215 時点版）

Q 7 マスクが手に入りにくいですが、いつになったら手に入るようになりますか。

A 7 マスクは、官民が協力して、国内生産体制の強化や輸入品の確保に取り組み、例年以上の枚数（毎週1億枚以上）を皆様にお届けできるようになりました。

皆様には、風邪や感染症の疑いがある方にマスクが届くよう、ご理解・ご協力をお願いします。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200215 時点版）

#### <千葉県からのお願い>

マスクやアルコール消毒液が不足している状況におきましては、呼吸器症状のある方や医療従事者等に十分な量が行き渡りますよう、適量の購入等ご理解・ご協力をお願いします。

Q 8 重症化リスクのある人はどのような人ですか。

A 8 現時点では、どのような方が重症化しやすいか十分に明らかではありません。通常の肺炎などと同様に、高齢者や基礎疾患のある方のリスクが高くなる可能性は考えられます。新型コロナウイルスに罹った肺炎患者を調査した結果、1/3～1/2の方が糖尿病や高血圧などの基礎疾患を有していたとする報告もあります。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/clinical-guidance-management-patients.html>

高齢者や基礎疾患のある方などは、一般的な衛生対策に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（20200215 時点版）

Q 9 旅行を制限する必要がありますか。（3月13日更新）

A 9 現在のところ、WHOは旅行や貿易等の制限を推奨していません。

外務省は、中国、韓国、イタリア、イラン等に対して感染症危険情報を発出しています。

・感染症危険情報レベル3「渡航はやめてください(渡航中止勧告)」

中国：湖北省及び浙江省温州市、

韓国：大邱広域市、慶尚北道慶山市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡、軍威郡及び奉化郡

イタリア：ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州及びマルケ州並びにサンマリノ

イラン：コム州、テヘラン州及びギーラーン州

・感染症危険情報レベル2「不要不急の渡航は止めてください」

中国・韓国：その他の地域、

イタリア：上記5州を除くイタリア全土及びバチカン市国

イラン：その他の地域

スイス：ティチーノ州

スペイン：マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州

・感染症危険情報レベル1「十分注意してください」

スイス・スペイン：その他の地域

ドイツ、フランス、アイスランド、オーストリア、オランダ、スウェーデン、ソロベニア、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、モナコ、リヒテンシュタイン、アンドラ、ルクセンブルク、カタール、バーレーン：全土

出典：WHO（世界保健機関）(Novel coronavirus (2019-cCoV) Situation Report-1 20200121 仮訳)  
外務省 海外安全ホームページ（20200313 時点）

Q10 有効な消毒薬はありますか。

A10 手指消毒において、視覚的に汚れがない場合はアルコール含有消毒薬も有効です（汚れがある場合は流水と石鹸による手洗いが必要です）。環境消毒としては、中性洗剤で清掃後、遊離残留塩素濃度1,000ppmの塩素系消毒薬の使用が求められます。

出典：WHO（世界保健機関）(20200125 仮訳)  
PHE（イングランド公衆衛生庁）(20200115 仮訳)

Q11 新型コロナウイルスの胎児への影響はどのようなものがありますか。

A11 新型コロナウイルスでは感染者数の最も多い中国湖北省でも、現時点で妊婦における重症化や胎児障害の報告はありません。しかし、一般的に、妊婦さんの肺炎は横隔膜が持ち上がり、うっ血しやすいことから重症化する可能性があります。妊婦さんは「特に人混みを避ける」、「マスクをかける」、「こまめに手洗いをする」などの注意が必要です。

出典：日本産婦人科感染症学会（令和2年2月1日版）

## (2) 行政機関等

Q 1 国はどのような対応を行っていますか。

A 1 (1) 水際対策

新型コロナウイルス感染症の病原体が、外国からの航空機や船舶（以下「航空機等」という。）を介して国内へ侵入することを防止するとともに、航空機等に関して感染症に必要な措置を講ずることを目的として、政令により新型コロナウイルス感染症を「検疫法第34条の感染症の種類」として指定しました。当該指定により、外国から日本への入国しようとする方に対する質問・診察の実施、患者等の隔離・停留のほか、航空機等に対する消毒等の措置を講じることが可能となりました。

現在は、中国全土で当該感染症が流行している事を受けて、日本の水際対策は、中国からの到着便・到着船について全員質問票による聞き取り、ポスター掲示による自己申告の呼びかけ、健康カード配布による国内二次感染等のリスクの軽減等を行っています。

・検疫所 FORTH

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

(2) 国内感染拡大対策

厚生労働省は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（「感染症法」）に基づき、新型コロナウイルスの感染者等に対する入院措置や、それに伴う医療費は原則として公費負担となる指定感染症に指定とともに、感染の拡大を防ぐための施策や罹患者の受入体制の強化等を図っているところです。

具体的な対応状況は、厚生労働省及び海外渡航者向け検疫所のホームページやTwitterなどで随時情報提供していますので、ご確認ください。

・厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000164708_00001.html)

・厚生労働省Twitter

<https://twitter.com/mhlwtwitter>

出典:厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（発生状況や行政の対策）(20200215 時点版)

Q 2 検査が陽性となった場合の行政の対応は。

A 2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（「感染症法」）に基づいた入院措置（それに伴う医療費は原則として公費負担）や就業制限といった対応があります。保健所では、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて接触者調査（積極的疫学調査）を実施し、感染拡大防止を図ります。

詳しくは以下に掲載の情報をご参照ください。

・厚生労働省HP

「新型コロナウイルス感染症について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・国立感染症研究所のHP

「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）（20200213 時点版）

Q3 感染した患者の行動履歴について、積極的に情報公開すべきではないでしょうか。

A3 感染症に関する情報の公表に当たっては、適時適切な情報の公表が必要と考えており、今後とも、個人の情報保護に留意しつつ、必要な情報の公表に努めます。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（発生状況や行政の対策）（20200215 時点版）

Q4 イベントを開催してよいですか。

A4 県が主催するイベント等については、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、下記の目安を基準に、各部局において個別に開催の必要性を検討し、判断することとしました。なお、イベント等の開催については、現時点で、県として一律の自粛要請を行うものではありません。

1 中止・延期を判断する目安

- 不急のイベント等
- 屋内などで、不特定多数の参加者がお互いの距離を十分にとれない状況で一定時間いる場合
- 高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方など、感染により重症化するおそれがある方を主な対象としている場合

※ 当面3月15日までに開催を予定している100人以上の参加が見込まれる県主催のイベントについては、原則中止又は延期することとする。

2 開催する場合の留意事項

開催する場合は、次の感染防止対策を十分に行った上で実施すること。

- 参加者への手洗いや咳エチケット等の推奨
- 会場入り口へのアルコール消毒薬の設置
- 風邪のような症状のある方には参加しないよう依頼
- その他、感染拡大防止に向けた対策

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直しを行う。

※ 共催等の場合は、相手方と十分協議し、理解を求めること。

出典：第6回千葉県健康危機管理対策本部会議（20200228 発表）

Q5 WHOはどのようなことを求めていますか。

A5 WHOは、すべての国に対し、重度の急性呼吸器感染症（SARI）のサーベイランスを強化し、SARI または肺炎症例の異常なパターンを慎重に参照し、新規新型コロナウイルス感染の疑いまたは確認された症例をWHOに報告することを求めています。

各国は、国際保健規制（2005）に沿って、健康上の緊急事態への備えを強化し続けることが奨励されています。

※ 国内のコロナウイルスに関する情報は下記関係機関のホームページをご参照ください。

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

感染症情報センター

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

検疫所

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

出典：WHO（世界保健機関）（20200109 仮訳）

Q6 新型コロナウイルス感染症が令和2年2月1日から感染症法の「指定感染症」に指定されましたが、指定前との違いは何ですか。

A6 大きな変更点は以下のとおりです。

- ①感染拡大防止のための医療機関への入院措置や公費による適切な医療提供が受けられます。
- ②医師からの迅速な届出による患者の把握が可能となります。
- ③感染症法に基づく患者発生時の接触者調査（疫学調査）が可能となります。

Q7 県内の感染症指定医療機関（11病院）はどこですか。

A7 以下のとおりです。

医療圏	指定医療機関名
千葉	千葉市立青葉病院、千葉大学医学部附属病院
東葛北部	松戸市立総合医療センター
東葛南部	独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院、東京ベイ・浦安市川医療センター

印 旛	成田赤十字病院
香取海匝	総合病院国保旭中央病院
山武長生夷隅	医療法人社団徳風会 高根病院、いすみ医療センター
安 房	南房総市立富山国保病院
君 津	国保直営総合病院君津中央病院
市 原	千葉大学医学部附属病院

Q8 1月30日にWHO（世界保健機関）が緊急事態（PHEIC）宣言をしましたが、これを受けてどのように対応が変わりましたか。

A8 今回の宣言を受け、WHO加盟国は新型コロナウイルスに関する情報をWHOに共有することが義務化されました。また、検疫の強化を図るとともに、国内では新型コロナウイルス感染症を前倒しで「指定感染症」に指定し、感染拡大防止を図ることとしました。

<参考>

新型コロナウイルス感染症

感染症法における「指定感染症」の指定 当初 2月7日施行 → 前倒し実施 2月1日施行

- ①感染拡大防止のための医療機関への入院措置や公費による適切な医療提供が受けられます。
- ②医師からの迅速な届出による患者の把握が可能となります。
- ③感染症法に基づく患者発生時の接触者調査（疫学調査）が可能となります。

Q9 これまでにどのような事例に対し緊急事態宣言（PHEIC）が出されていますか。

A9 以下のとおりです。

年 月	事 例 概 要
2009年4月	豚インフルエンザA（H1N1）新型インフルエンザ
2014年5月	野生型ポリオウイルス（小児まひ）の国際的拡大（パキスタン、シリア）
2014年8月	エボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大（ギニア）
2016年2月	ジカ熱の国際的拡大（中南米、ブラジル）
2019年7月	コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生状況
2020年1月	中華人民共和国湖北省武漢市新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況

Q10 これまでにどのような感染症が指定感染症として指定されていますか。

A10 以下のとおりです。

年	感 染 症 名
2003年	重症急性呼吸器症候群（SARS）
2006年	鳥インフルエンザ（H5N1）
2013年	鳥インフルエンザ（H7N9）
2014年	中東呼吸器症候群（MERS）
2020年	新型コロナウイルス感染症

### （3）医療機関

Q1 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか。

A1 手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70％）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）（20200213 時点版）

Q2 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか。

A2 検体を扱う際も、患者の取り扱いと同様の感染対策をお願いします。

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70％）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（20200127 時点版）

Q3 受診者が国民健康保険の「資格証明書」しか持っていません。どうしたらよいですか。

A3 帰国者・接触者外来を設置する保険医療機関及び帰国者・接触者外来において交付された処方せんに基づき療養の給付を行う保険薬局においては、国民健康保険の被保険者が帰国者・接触者外来を受診した際に、資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該

資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うようお願いいたします。

なお、被保険者が70歳から74歳までの場合の一部負担金の割合は、保険者に電話等で確認の上判断してください。保険者との確認が困難な場合は、3割として取り扱ってください。

また、当該保険医療機関においては、資格証明書を提示した者に対して処方せんを発行する場合には、処方せんの備考欄に「発」と記載してください。

本取扱いは、令和2年3月診療分から適用することとなります。

Q4 慢性疾患等を有する定期受診患者等に対し、どのような感染防止対策がありますか。

A4 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医薬品が必要な場合、感染源と接する機会を少なくするため、一般的に、長期投与によって、なるべく受診間隔を空けるように努めることが原則ですが、既に診断されている慢性疾患等に対して医薬品が必要となった場合には、電話や情報通信機器を用いて診察した医師は、これまでも処方されていた慢性疾患治療薬を処方の上、処方箋情報をファクシミリ等により、患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方箋情報に基づき調剤することが可能になっています。

Q5 新型コロナウイルス感染症患者等を、医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合、どのような取扱いになりますか。

A5 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより超過入院となった保険医療機関にあっては、当面の間、入院基本料の減額措置は適用されず、一時的に入院基本料の施設基準を満たさなくなった場合であっても、変更の届出を行わなくてもよいこととされています。

Q6 電話や情報通信機器を用いて、慢性疾患等を有する定期受診患者等を診察した場合、診療報酬上の取扱いはどうなりますか。

A6 慢性疾患等を有する定期受診患者等に対し、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し、医薬品の処方を行った場合には、電話等再診料、処方箋料を算定できることとされています。

また、本来、電話等による再診を行った場合には算定できないとされているところですが、臨時的な取扱いとして外来診療料を算定できることとされています。

#### (4) その他

Q1 保育園ではどのような具体的な対策をしていますか。

A1 マスク着用を含む咳エチケットや石けんやアルコール消毒液などによる手洗いといった感染防止対策の徹底をお願いしています。また、湖北省または浙江省から帰国した方については、14日間登園を控えていただくなどの要請を行っています。



Q 2 社会福祉施設などでは、どのような具体的な対策が考えられますか。

A 2 風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや石けんやアルコール消毒液などによる手洗いで、感染経路を絶つことが重要です。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚労省）P 4（感染経路の遮断）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf> や「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）P 8（飛沫感染対策）、P 1 2（接触感染対策）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf> などを活用し、感染対策に努めてください。

## 4 治療・検査について

### （1）治療

Q 1 新型コロナウイルスのワクチンがありますか。

A 1 新しい疾病の場合、開発されるまでワクチンはありません。ワクチンの開発は、ワクチンの有効性・安全性の確認や一定の品質を担保しつつ、大量生産が可能かどうかの確認などを行う必要があります。一般に、ワクチンを開発し、使用可能となるまで、さまざまな工程がありますが、できるだけ早く開発できるよう支援に努めています。

Q 2 新型コロナウイルスの治療法がありますか。

A 2 現時点では、有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

### （2）検査

Q 1 診断方法にはどのようなものがありますか。

A 1 診断方法としては、核酸増幅法（PCR法など）がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずは、お近くの保健所にお問い合わせください。

Q 2 検査結果はどの位で判明しますか。

A 2 千葉県衛生研究所では、リアルタイムPCR検査そのものは4時間半程度ですが、結果報告は検体搬入時間によって異なります。

Q 3 鑑別を要する疾患は何ですか。

A 3 肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザ、マイコプラズマ、レジオネラ症、肺炎球菌感染症、アデノウイルス感染症、ヒトメタニューモウイルス感染症、RSウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）（20200213 時点版）

Q 4 どこで検査・診断を受けられますか。費用はどのくらいですか。

A 4 湖北省または浙江省から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方で、咳や発熱等の症状がある場合には、保健所にご連絡ください。また、症状のない方は、渡航歴や患者との接触歴等から、都道府県が必要と判断した場合には検査が行われることがあります。このような場合においては、検査自体の費用は不要です。検査の結果コロナウイルスによる肺炎で入院等が必要となった場合の費用も公費で負担されます。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（20200203 時点版）

Q 5 新型コロナウイルスの簡易検査キットの開発・使用開始はいつごろですか。

A 5 一般的に、迅速検査キットを開発し、使用可能となるまで、さまざまな工程がありますが、できるだけ早く開発できるよう支援に努めています。

出典：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）（20200213 時点版）

## 5 その他

Q 1 ペット（イヌ・ネコ等）が新型コロナウイルスを拡げることがありますか。

A 1 これまでに、犬や猫といったペットが新型コロナウイルスに感染したという報告はありません。しかし、ペットと触れ合った後に流水と石鹸による手洗いを励行することは、ヒトとペットの間で感染する感染症の予防につながります。

出典：WHO（世界保健機関）（20200128 仮訳）